

に係る国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（昭和三十七年法律第六十六号）第十八条第二項に規定する期限後申告書を含む。）をいう。

七 修正申告書 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。

八 更正又は決定 それぞれ国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正又は同法第二十五条の規定による決定をいう。

（基準法人税額）

第八条 この章において「基準法人税額」とは、法人の法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額（法人税法第百二条第一項の規定による申告書を提出すべき法人の清算中の各事業年度の所得の金額を含む。）につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第六十七条から第七十条の二まで及び第百四十四条の規定並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三章第五節の三及び第六十八条の二の規定を除く。）により計算した法人税の額（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。）をいう。

（法人臨時特別税に係る法人税法の適用の特例等）

第二十条 法人臨時特別税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
省 略	省 略	省 略	省 略
国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利	第十五条第二項第三号	法人税	法人税及び法人臨時特別税
に納税	第二十一条	法人税	法人税、法人臨時特別税
者の権利	第二項、第		

に係る国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十八条第二項に規定する期限後申告書を含む。）をいう。

七 修正申告書 国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。

八 更正又は決定 それぞれ国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正又は同法第二十五条の規定による決定をいう。

（基準法人税額）

第八条 この章において「基準法人税額」とは、法人の法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額（法人税法第百二条第一項の規定による申告書を提出すべき法人の清算中の各事業年度の所得の金額を含む。）につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第六十七条から第七十条の二まで及び第百四十四条の規定並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三章第五節の三及び第六十八条の二の規定を除く。）により計算した法人税の額（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。）をいう。

（法人臨時特別税に係る法人税法の適用の特例等）

第二十条 同上

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
同上	同上	同上	同上
国税通則法	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上

及び義務 に關する 法律				
三十条第二 項、第三十 三条第二項 及び第四十 三条第二項	第六十五條 第三項第二 号	加算した 金額	加算した金額（湾岸地域における平 和回復活動を支援するため平成二年 度において緊急に講ずべき財政上の 措置に必要な財源の確保に係る臨時 措置に關する法律（平成三年法律第 二号。以下「臨時措置法」という。 ）第十三条（外国税額の控除）の規 定による控除をされるべき金額があ るときは、当該金額を加算した金額 ）	法人税、法人臨時特別税
第七十五條 第四項第一 号	又は法人 税法	法人税、法人臨時特別税	法人税又は法人臨時特別税に係る国税に係る共通 的な手続並びに納税者の権利及び義務に關する法律の規定の適用については、 次に定めるところによる。	省 略
第八十五條 第一項及び 第八十六條 第一項	法人税	法人税、法人臨時特別税	法人税及び法人臨時特別税は、 一条第一項第一号の規定の適用については、法人税及び法人臨時特別税は、	省 略

2 前項に定めるもののほか、法人税又は法人臨時特別税に係る国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に關する法律の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に關する法律第七十
一条第一項第一号の規定の適用については、法人税及び法人臨時特別税は、

同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上

2 前項に定めるもののほか、法人税又は法人臨時特別税に係る国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 国税通則法第七十一条第一項第一号の規定の適用については、法人税及び法人臨時特別税は、同一の税目に属する国税とみなす。

同一の税目に属する国税とみなす。

二 法人税又は法人臨時特別税に係る国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十八条第一号イに規定する更正決定等（以下この号及び次項において「更正決定等」という。）について不服申立てがされている場合において、当該法人税又は法人臨時特別税と納税義務者及び事業年度が同一である他の法人臨時特別税又は法人税についてされた更正決定等があるときは、同法第九十条第一項若しくは第二項、第四百条第二項又は第百十五条第一項第二号の規定の適用については、当該他の法人臨時特別税又は法人税についてされた更正決定等は、当該法人税又は法人臨時特別税の同法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等とみなす。

3 租税特別措置法第六十六条の四第十六項から第十八項までの規定は、法人税についてこれらの規定の適用がある課税事業年度の法人臨時特別税に係る更正決定等及び国税の徴収権（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十二条第一項に規定する国税の徴収権をいう。）の時効について準用する。この場合において、租税特別措置法第六十六条の四第十六項中「課税の特例」とあるのは「課税の特例」（湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律（平成三年法律第二号）第二十條第三項（法人臨時特別税に係る法人税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。次条において同じ。）と、「生ずべき法人税」とあるのは「生ずべき法人税若しくは法人臨時特別税」と、「法人税の」とあるのは「法人税又は法人臨時特別税の」と、「還付請求申告書に係る」とあるのは「還付請求申告書に係る更正又は当該更正に伴つてする法人臨時特別税に係る」と、「当該法人税」とあるのは「当該法人税又は法人臨時特別税」と、同条第十七項中「法人税」とあるのは「法人税又は法人臨時特別税」と読み替えるものとする。

4 省 略

（延滞税）

第三十八条 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の規定により石油臨時特別税及び石油税に係る延滞税を納付すべき場合においては、未納に係る石油臨時特別税額及び石油税額の合算額について同法の規定による延滞税の額の計算に準じて計算した金額の三分の一に相当する金額及び

二 法人税又は法人臨時特別税に係る国税通則法第五十八条第一号イに規定する更正決定等（以下この号及び次項において「更正決定等」という。）について不服申立てがされている場合において、当該法人税又は法人臨時特別税と納税義務者及び事業年度が同一である他の法人臨時特別税又は法人税についてされた更正決定等があるときは、同法第九十条第一項若しくは第二項、第四百条第二項又は第百十五条第一項第二号の規定の適用については、当該他の法人臨時特別税又は法人税についてされた更正決定等は、当該法人税又は法人臨時特別税の同法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等とみなす。

3 租税特別措置法第六十六条の四第十六項から第十八項までの規定は、法人税についてこれらの規定の適用がある課税事業年度の法人臨時特別税に係る更正決定等及び国税の徴収権（国税通則法第七十二条第一項に規定する国税の徴収権をいう。）の時効について準用する。この場合において、租税特別措置法第六十六条の四第十六項中「課税の特例」とあるのは「課税の特例」（湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律（平成三年法律第二号）第二十條第三項（法人臨時特別税に係る法人税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。次条において同じ。）と、「生ずべき法人税」とあるのは「生ずべき法人税若しくは法人臨時特別税」と、「法人税の」とあるのは「法人税又は法人臨時特別税の」と、「還付請求申告書に係る」とあるのは「還付請求申告書に係る更正又は当該更正に伴つてする法人臨時特別税に係る」と、「当該法人税」とあるのは「当該法人税又は法人臨時特別税」と、同条第十七項中「法人税」とあるのは「法人税又は法人臨時特別税」と読み替えるものとする。

4 同 上

（延滞税）

第三十八条 国税通則法の規定により石油臨時特別税及び石油税に係る延滞税を納付すべき場合においては、未納に係る石油臨時特別税額及び石油税額の合算額について同法の規定による延滞税の額の計算に準じて計算した金額の三分の一に相当する金額及び三分の二に相当する金額を、それぞれ同法の規定により

三分の二に相当する金額を、それぞれ同法の規定により納付すべき石油臨時特別税に係る延滞税の額及び石油税に係る延滞税の額とする。

2 省 略

(過少申告加算税又は無申告加算税)

第三十九条 前条第一項の規定は、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の規定により石油臨時特別税及び石油税に係る過少申告加算税又は無申告加算税を納付すべき場合について準用する。

2 省 略

(還付及び充当)

第四十条 省 略

2 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十六条第一項に規定する還付金等及び同法の規定による還付加算金を未納の石油臨時特別税及び石油税に充当するときは、これらの税にあわせて充当しなければならない。

3 省 略

(還付加算金)

第四十一条 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の規定により還付加算金を、第三十五条第一項及び石油税法第十二条の規定による石油臨時特別税及び石油税の還付に係る金額又は石油臨時特別税及び石油税の過誤納額に加算すべき場合においては、これらの還付に係る金額の合算額又は過誤納額の合算額についてこれらの規定による還付加算金の計算に準じて計算した金額の三分の一に相当する金額及び三分の二に相当する金額を、それぞれ国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の規定により加算すべき石油臨時特別税に係る還付加算金及び石油税に係る還付加算金とする。

2 省 略

(端数計算)

第四十二条 石油臨時特別税及び石油税の額又はこれらの税に係る国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十六条第一項に規定

納付すべき石油臨時特別税に係る延滞税の額及び石油税に係る延滞税の額とする。

2 同 上

(過少申告加算税又は無申告加算税)

第三十九条 前条第一項の規定は、国税通則法の規定により石油臨時特別税及び石油税に係る過少申告加算税又は無申告加算税を納付すべき場合について準用する。

2 同 上

(還付及び充当)

第四十条 同 上

2 国税通則法第五十六条第一項に規定する還付金等及び同法の規定による還付加算金を未納の石油臨時特別税及び石油税に充当するときは、これらの税にあわせて充当しなければならない。

3 同 上

(還付加算金)

第四十一条 国税通則法の規定により還付加算金を、第三十五条第一項及び石油税法第十二条の規定による石油臨時特別税及び石油税の還付に係る金額又は石油臨時特別税及び石油税の過誤納額に加算すべき場合においては、これらの還付に係る金額の合算額又は過誤納額の合算額についてこれらの規定による還付加算金の計算に準じて計算した金額の三分の一に相当する金額及び三分の二に相当する金額を、それぞれ国税通則法の規定により加算すべき石油臨時特別税に係る還付加算金及び石油税に係る還付加算金とする。

2 同 上

(端数計算)

第四十二条 石油臨時特別税及び石油税の額又はこれらの税に係る国税通則法第五十六条第一項に規定する還付金等の金額を計算する場合における端数計算に

する還付金等の金額を計算する場合における端数計算については、これらの税の額の合算額又は当該還付金等の金額の合算額につき、同法の規定を適用する。

（石油臨時特別税に係る石油税法の適用の特例等）

第四十四条 石油臨時特別税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
省 略	省 略	省 略	省 略
国税に係る共通的手続並に納税者の権利及び義務に関する法律	第二条第三号 第十五条第三項第七号	及び石油税 石油税	、石油税及び石油臨時特別税 石油税及び石油臨時特別税
第四十六条第一項第一号	納付すべき石油税	納付すべき石油税及び臨時措置法第三十六条第一項（申告及び納付等）の規定により当該石油税にあわせて納付すべき石油臨時特別税	納付すべき石油税及び臨時措置法第三十六条第一項（申告及び納付等）の規定により当該石油税にあわせて納付すべき石油臨時特別税

については、これらの税の額の合算額又は当該還付金等の金額の合算額につき、同法の規定を適用する。

（石油臨時特別税に係る石油税法の適用の特例等）

第四十四条 同 上

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上

省略	省略	省略	省略
----	----	----	----

2 省略

二十 法人特別税法（平成四年法律第十五号）第二条、第六条及び第十八条

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 五 省略

六 法人特別税申告書 第十二条第一項の規定による申告書（当該申告書に係る国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（昭和三十七年法律第六十六号）第十八条第二項に規定する期限後申告書を含む。）をいう。

七 修正申告書 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。

八 更正又は決定 それぞれ国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正又は同法第二十五条の規定による決定をいう。

（基準法人税額）

第六条 この法律において「基準法人税額」とは、法人の法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額（法人税法第二百二条第一項の規定による申告書を提出すべき法人の清算中の各事業年度の所得の金額を含む。）につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第六十七条から第七十条の二まで及び第四百四十四条の規定並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三章第五節及び第五節の三並びに第六十八条の二の規定を除く。）により計算した法人税の額（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。）をいう。

（法人特別税に係る法人税法の適用の特例等）

第十八条 法人特別税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同

同上	同上	同上	同上
----	----	----	----

2 同上

（定義）

第二条 同上

一 五 同上

六 法人特別税申告書 第十二条第一項の規定による申告書（当該申告書に係る国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十八条第二項に規定する期限後申告書を含む。）をいう。

七 修正申告書 国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。

八 更正又は決定 それぞれ国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正又は同法第二十五条の規定による決定をいう。

（基準法人税額）

第六条 この法律において「基準法人税額」とは、法人の法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額（法人税法第二百二条第一項の規定による申告書を提出すべき法人の清算中の各事業年度の所得の金額を含む。）につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第六十七条から第七十条の二まで及び第四百四十四条の規定並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三章第五節及び第五節の三並びに第六十八条の二の規定を除く。）により計算した法人税の額（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。）をいう。

（法人特別税に係る法人税法の適用の特例等）

第十八条 同上

表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	省 略	国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律				
第二欄	省 略	第十五条第二項第三号	第二十一条第二項、第三十条第二項、第三十条第二項及び第四十条第二項	第六十五条第三項第二号	第七十五条第四項第一号	第八十五条第一項及び第八十六条第一項
第三欄	省 略	法人税	法人税	加算した金額	又は法人税法	法人税
第四欄	省 略	法人税及び法人特別税	法人税、法人特別税	加算した金額（法人特別税法（平成四年法律第十五号）第十一条（外国税額の控除）の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した金額）	、法人税法又は法人特別税法	法人税、法人特別税

第一欄	同 上	国税通則法				
第二欄	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
第三欄	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
第四欄	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上

省略	省略	省略	省略
----	----	----	----

2 前項に定めるもののほか、法人税又は法人特別税に係る国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十一条第一項第一号の規定の適用については、法人税及び法人特別税は、同一の税目に属する国税とみなす。

二 法人税又は法人特別税に係る国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十八条第一項第一号に規定する更正決定等（以下この号及び次項において「更正決定等」という。）について不服申立てがされている場合において、当該法人税又は法人特別税と納税義務者及び事業年度が同一である他の法人特別税又は法人税についてされた更正決定等があるときは、同法第九十条第一項若しくは第二項、第四百条第二項又は第百十五条第一項第二号の規定の適用については、当該他の法人特別税又は法人税についてされた更正決定等は、当該法人税又は法人特別税の同法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等とみなす。

3 租税特別措置法第六十六条の四第十六項から第十八項までの規定は、法人税についてこれらの規定の適用がある課税事業年度の法人特別税に係る更正決定等及び国税の徴収権（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十二条第一項に規定する国税の徴収権をいう。）の時効について準用する。この場合において、租税特別措置法第六十六条の四第十六項中「課税の特例」とあるのは「課税の特例」（法人特別税法（平成四年法律第十五号）第十八条第三項（法人特別税に係る法人税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。次条において同じ。）と、「生ずべき法人税」とあるのは「生ずべき法人税若しくは法人特別税」と、「法人税の」とあるのは「法人税又は法人特別税の」と、「還付請求申告書に係る」とあるのは「還付請求申告書に係る更正又は当該更正に伴つてする法人特別税に係る」と、「当該法人税」とあるのは「当該法人税又は法人特別税」と、同条第十七項中「法人税」とあるのは「法人税又は法人特別税」と読み替えるものとする。

4 省略

同上	同上	同上	同上
----	----	----	----

2 前項に定めるもののほか、法人税又は法人特別税に係る国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 国税通則法第七十一条第一項第一号の規定の適用については、法人税及び法人特別税は、同一の税目に属する国税とみなす。

二 法人税又は法人特別税に係る国税通則法第五十八条第一項第一号に規定する更正決定等（以下この号及び次項において「更正決定等」という。）について不服申立てがされている場合において、当該法人税又は法人特別税と納税義務者及び事業年度が同一である他の法人特別税又は法人税についてされた更正決定等があるときは、同法第九十条第一項若しくは第二項、第四百条第二項又は第百十五条第一項第二号の規定の適用については、当該他の法人特別税又は法人税についてされた更正決定等は、当該法人税又は法人特別税の同法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等とみなす。

3 租税特別措置法第六十六条の四第十六項から第十八項までの規定は、法人税についてこれらの規定の適用がある課税事業年度の法人特別税に係る更正決定等及び国税の徴収権（国税通則法第七十二条第一項に規定する国税の徴収権をいう。）の時効について準用する。この場合において、租税特別措置法第六十六条の四第十六項中「課税の特例」とあるのは「課税の特例」（法人特別税法（平成四年法律第十五号）第十八条第三項（法人特別税に係る法人税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。次条において同じ。）と、「生ずべき法人税」とあるのは「生ずべき法人税若しくは法人特別税」と、「法人税の」とあるのは「法人税又は法人特別税の」と、「還付請求申告書に係る」とあるのは「還付請求申告書に係る更正又は当該更正に伴つてする法人特別税に係る」と、「当該法人税」とあるのは「当該法人税又は法人特別税」と、同条第十七項中「法人税」とあるのは「法人税又は法人特別税」と読み替えるものとする。

4 同上

二十一 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律
(平成七年法律第十一号) 第二条第二項、第二十三条第一項、第二十四条第四項、
第二十六条、第二十九条第三項、第三十二条第二項、第三十九条第一項及び第
四十条

(定義)

第二条 省 略

2 第三章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ
による。

一 二十三 省 略

二十四 還付加算金 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に
関する法律(昭和三十七年法律第六十六号)第五十八条第一項に規定する還
付加算金をいう。

二十五 充当 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する
法律第五十七条第一項の規定による充当をいう。

3 5 省 略

(震災損失の繰戻しによる法人税額の還付)

第二十三条 法人の平成七年一月十七日から平成八年一月十六日までの間に終了
する各事業年度(当該各事業年度につき法人税法第七十二条第一項各号に掲げ
る事項を記載した中間申告書(以下この条及び次条において「仮決算の中間申
告書」という。)を提出する場合における当該仮決算の中間申告書に係る同項
に規定する期間(以下この条において「中間期間」という。)を含む。以下こ
の条において同じ。)において生じた欠損金額(仮決算の中間申告書を提出す
る場合には、同法第七十二条第一項第一号に掲げる欠損金額。以下この項にお
いて同じ。)のうち、繰戻対象震災損失金額(次の各号に掲げる事業年度の区
分に応じ当該各号に定める金額をいう。以下この条において同じ。)がある場
合(同法第八十一条第四項(同法第四十五条第一項において準用する場合を
含む。以下この項において同じ。))の規定に該当し、同法第八十一条第四項の
規定の適用を受ける場合を除く。)には、当該法人は、当該各事業年度に係る
確定申告書(当該各事業年度につき仮決算の中間申告書を提出する場合には、
仮決算の中間申告書)の提出と同時に、納税地の所轄税務署長に対し、当該繰
戻対象震災損失金額に係る事業年度(以下この条において「震災欠損事業年度

(定義)

第二条 同 上

2 同 上

一 二十三 同 上

二十四 還付加算金 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第五十八条
第一項に規定する還付加算金をいう。

二十五 充当 国税通則法第五十七条第一項の規定による充当をいう。

3 5 同 上

(震災損失の繰戻しによる法人税額の還付)

第二十三条 法人の平成七年一月十七日から平成八年一月十六日までの間に終了
する各事業年度(当該各事業年度につき法人税法第七十二条第一項各号に掲げ
る事項を記載した中間申告書(以下この条及び次条において「仮決算の中間申
告書」という。)を提出する場合における当該仮決算の中間申告書に係る同項
に規定する期間(以下この条において「中間期間」という。)を含む。以下こ
の条において同じ。)において生じた欠損金額(仮決算の中間申告書を提出す
る場合には、同法第七十二条第一項第一号に掲げる欠損金額。以下この項にお
いて同じ。)のうち、繰戻対象震災損失金額(次の各号に掲げる事業年度の区
分に応じ当該各号に定める金額をいう。以下この条において同じ。)がある場
合(同法第八十一条第四項(同法第四十五条第一項において準用する場合を
含む。以下この項において同じ。))の規定に該当し、同法第八十一条第四項の
規定の適用を受ける場合を除く。)には、当該法人は、当該各事業年度に係る
確定申告書(当該各事業年度につき仮決算の中間申告書を提出する場合には、
仮決算の中間申告書)の提出と同時に、納税地の所轄税務署長に対し、当該繰
戻対象震災損失金額に係る事業年度(以下この条において「震災欠損事業年度

「という。」開始の日前一年（第一号ハ又は第二号ハに掲げる場合に該当するときは、前二年）以内に開始したいずれかの事業年度の所得に対する法人税の額（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二条第四号に規定する附帯税の額を除くものとし、法人税法第六十八条（同法第四十四条において準用する場合を含む。）若しくは第六十九条から第七十条の二まで又は租税特別措置法第六十八条の二の規定により控除された金額がある場合には、当該金額を加算した金額とし、同法第四十二条の六第六項、第四十二条の七第六項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項、第六十三条第一項、第六十三条の二第一項その他政令で定める規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）に、当該いずれかの事業年度（以下この条において「還付所得事業年度」という。）の所得の金額のうちに占める震災欠損事業年度の繰戻対象震災損失金額（この条の規定により他の還付所得事業年度の所得に対する法人税の額につき還付を受ける金額の計算の基礎とするものを除く。）に相当する金額の割合を乗じて計算した金額に相当する法人税の還付を請求することができる。

一・二 省略

2・7 省略

（利子・配当等に係る所得税額の還付）

第二十四条 省略

2・3 省略

4 第二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十八条第一項の期間は、第二項の仮決算の中間申告書に係る提出期限の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当する日（同日前に充当するのに適することとなった日がある場合には、その適することとなった日）までの期間とする。

5・6 省略

（中間申告書等の提出を要しない場合）

第二十六条 阪神・淡路大震災に係る国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第十一条の規定による申告に関する期限の延長により

「という。」開始の日前一年（第一号ハ又は第二号ハに掲げる場合に該当するときは、前二年）以内に開始したいずれかの事業年度の所得に対する法人税の額（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除くものとし、法人税法第六十八条（同法第四十四条において準用する場合を含む。）若しくは第六十九条から第七十条の二まで又は租税特別措置法第六十八条の二の規定により控除された金額がある場合には、当該金額を加算した金額とし、同法第四十二条の六第六項、第四十二条の七第六項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項、第六十三条第一項、第六十三条の二第一項その他政令で定める規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）に、当該いずれかの事業年度（以下この条において「還付所得事業年度」という。）の所得の金額のうちに占める震災欠損事業年度の繰戻対象震災損失金額（この条の規定により他の還付所得事業年度の所得に対する法人税の額につき還付を受ける金額の計算の基礎とするものを除く。）に相当する金額の割合を乗じて計算した金額に相当する法人税の還付を請求することができる。

一・二 同上

2・7 同上

（利子・配当等に係る所得税額の還付）

第二十四条 同上

2・3 同上

4 第二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項の期間は、第二項の仮決算の中間申告書に係る提出期限の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当する日（同日前に充当するのに適することとなった日がある場合には、その適することとなった日）までの期間とする。

5・6 同上

（中間申告書等の提出を要しない場合）

第二十六条 阪神・淡路大震災に係る国税通則法第十一条の規定による申告に関する期限の延長により、中間申告書の提出期限と当該中間申告書に係る事業年

、中間申告書の提出期限と当該中間申告書に係る事業年度の確定申告書の提出期限とが同一の日となる場合又は法人税法第百二条の規定による申告書（以下この条において「清算事業年度予納申告書」という。）の提出期限と当該清算事業年度予納申告書に係る同法第百四条の規定による申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、同法第七十一条本文（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）及び第百二条第一項の規定にかかわらず、当該中間申告書又は当該清算事業年度予納申告書を提出することを要しない。

（特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例）

第二十九条 省 略

2 省 略

3 前二項の規定は、これらの規定に規定する申告書（これらの申告書に係る国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第十八条第二項に規定する期限後申告書及びこれらの申告書に係る同法第十九条第三項に規定する修正申告書を含む。）にこれらの規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合には、適用しない。ただし、これらの申告書の提出がなかったこと又は当該記載がなかったことにつき税務署長においてやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

（滅失建物等の用に供されていた土地等の地価税の免除）

第三十二条 省 略

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする課税時期に係る地価税法第二十五条第一項の規定による申告書（当該申告書に係る国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第十八条第二項に規定する期限後申告書及びこれらの申告書に係る同法第十九条第三項に規定する修正申告書を含む。次項において「地価税の申告書」という。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項の規定に該当する旨を証する書類として財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3・4 省 略

（納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例）

第三十九条 阪神・淡路大震災の被災者である事業者で平成七年一月十七日の属する課税期間以後の課税期間につき消費税法第九条第四項又は第三十七条第一

度の確定申告書の提出期限とが同一の日となる場合又は法人税法第百二条の規定による申告書（以下この条において「清算事業年度予納申告書」という。）の提出期限と当該清算事業年度予納申告書に係る同法第百四条の規定による申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、同法第七十一条本文（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）及び第百二条第一項の規定にかかわらず、当該中間申告書又は当該清算事業年度予納申告書を提出することを要しない。

（特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例）

第二十九条 同 上

2 同 上

3 前二項の規定は、これらの規定に規定する申告書（これらの申告書に係る国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書及びこれらの申告書に係る同法第十九条第三項に規定する修正申告書を含む。）にこれらの規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合には、適用しない。ただし、これらの申告書の提出がなかったこと又は当該記載がなかったことにつき税務署長においてやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

（滅失建物等の用に供されていた土地等の地価税の免除）

第三十二条 同 上

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする課税時期に係る地価税法第二十五条第一項の規定による申告書（当該申告書に係る国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書及びこれらの申告書に係る同法第十九条第三項に規定する修正申告書を含む。次項において「地価税の申告書」という。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項の規定に該当する旨を証する書類として財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3・4 同 上

（納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例）

第三十九条 阪神・淡路大震災の被災者である事業者で平成七年一月十七日の属する課税期間以後の課税期間につき消費税法第九条第四項又は第三十七条第一

項の規定の適用を受けようとするものが、これらの規定による届出書を国税庁長官が当該震災の状況及び当該震災に係る国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第十一条の規定による申告に関する期限の延長の状況を勘案して別に定める日（以下この条において「指定日」という。）までにその納税地を所轄する税務署長に提出したときは、当該届出書を消費税法第九条第四項又は第三十七条第一項の規定の適用を受けようとする課税期間の初日の前日（当該課税期間が同法第九条第四項又は第三十七条第一項に規定する事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間であつて、かつ、当該届出書が当該課税期間の末日の翌日以後に提出された場合には、当該課税期間の末日）に当該税務署長に提出したものとみなして、同法第九条第四項又は第三十七条第一項の規定を適用する。

24 省略

（中間申告書の提出を要しない場合）

第四十条 阪神・淡路大震災に係る国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第十一条の規定による申告に関する期限の延長により、消費税法第四十二条第一項、第四項、第六項又は第八項の規定による申告書（以下この条において「中間申告書」という。）の提出期限と当該中間申告書に係る課税期間の同法第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、同法第四十二条第一項本文、第四項本文、第六項本文又は第八項本文の規定にかかわらず、当該中間申告書を提出することを要しない。

二十二 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第二条

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 国税 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第一号（定義）に規定する国税をいう。

二四 省略

五 納税地等 保存義務者が、国税関係帳簿書類に係る国税の納税者（国税に

項の規定の適用を受けようとするものが、これらの規定による届出書を国税庁長官が当該震災の状況及び当該震災に係る国税通則法第十一条の規定による申告に関する期限の延長の状況を勘案して別に定める日（以下この条において「指定日」という。）までにその納税地を所轄する税務署長に提出したときは、当該届出書を消費税法第九条第四項又は第三十七条第一項の規定の適用を受けようとする課税期間の初日の前日（当該課税期間が同法第九条第四項又は第三十七条第一項に規定する事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間であつて、かつ、当該届出書が当該課税期間の末日の翌日以後に提出された場合には、当該課税期間の末日）に当該税務署長に提出したものとみなして、同法第九条第四項又は第三十七条第一項の規定を適用する。

24 同上

（中間申告書の提出を要しない場合）

第四十条 阪神・淡路大震災に係る国税通則法第十一条の規定による申告に関する期限の延長により、消費税法第四十二条第一項、第四項、第六項又は第八項の規定による申告書（以下この条において「中間申告書」という。）の提出期限と当該中間申告書に係る課税期間の同法第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、同法第四十二条第一項本文、第四項本文、第六項本文又は第八項本文の規定にかかわらず、当該中間申告書を提出することを要しない。

（定義）

第二条 同上

一 国税 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第一号（定義）に規定する国税をいう。

二四 同上

五 納税地等 保存義務者が、国税関係帳簿書類に係る国税の納税者（国税通

係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二条第五号に規定する納税者をいう。以下この号において同じ。）である場合には当該国税の納税地をいい、国税関係帳簿書類に係る国税の納税者でない場合には当該国税関係帳簿書類に係る対応業務（国税に関する法律の規定により業務に關して国税関係帳簿書類の保存をしなければならないこととされている場合における当該業務をいう。）を行う事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地をいう。

六・七 省略

二十三 財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第二十一条第二項及び第二十二條第二項

（国税審議会）

第二十一条 省略

2 国税審議会は、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（昭和三十七年法律第六十六号）、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

3・4 省略

（国税不服審判所）

第二十二条 省略

2 前項に定めるもののほか、国税不服審判所については、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

二十四 国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）第八条第二項

（所得等の報告）

第八条 省略

2 前項の所得等報告書の提出は、納税申告書（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第六号に規定する納税申告書をいう。以下同じ。）の写しを提出することにより

則法第二条第五号に規定する納税者をいう。以下この号において同じ。）である場合には当該国税の納税地をいい、国税関係帳簿書類に係る国税の納税者でない場合には当該国税関係帳簿書類に係る対応業務（国税に関する法律の規定により業務に關して国税関係帳簿書類の保存をしなければならないこととされている場合における当該業務をいう。）を行う事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地をいう。

六・七 同上

（国税審議会）

第二十一条 同上

2 国税審議会は、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

3・4 同上

（国税不服審判所）

第二十二条 同上

2 前項に定めるもののほか、国税不服審判所については、国税通則法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（所得等の報告）

第八条 同上

2 前項の所得等報告書の提出は、納税申告書（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第六号に規定する納税申告書をいう。以下同じ。）の写しを提出することにより行うことができる。この場合において、同項第一号イ又

3 省 略

二十五 自衛隊員倫理法（平成十一年法律第三百三十号）第八条第二項

(所得等の報告)

第八条 省 略

2 前項の所得等報告書の提出は、納税申告書（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第六号に規定する納税申告書をいう。以下同じ。）の写しを提出することにより行うことができる。この場合において、同項第一号イ又はロに掲げる金額が百万円を超えるときは、その基因となった事実を当該納税申告書の写しに付記しなければならない。

3
省
略

二十六 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）別表国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七号）の項及び同表
 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の項

別表（第七條關係）

省 略	国稅徵收法（昭和三十四年法律第四百十七号）	省 略
省 略	第六十七條第四項において準用する国稅に係る共通的な手續並びに納稅者の權利及び義務に關する法律第五十五條第二項並びに第四百十六條第二項及び第三項	省 略
省 略	第四百十六條第一項	省 略
省 略	第六條	省 略

は口に掲げる金額が百万円を超えるときは、その基因となった事実を当該納税申告書の写しに付記しなければならない。

同上

(所得等の報告)

第八条 同上

2 前項の所得等報告書の提出は、納税申告書（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第六号に規定する納税申告書をいう。以下同じ。）の写しを提出することにより行うことができる。この場合において、同項第一号イ又はロに掲げる金額が百万円を超えるときは、その基因となった事実を当該納税申告書の写しに付記しなければならない。

3
同
上

別表（第七條關係）

同上	同上	同上	同上
同上	同上	第六十七条第四項において準用する <u>国税通則法</u> 第五十五条第二項並びに第四百六条第二項及び第三項	同上
同上	同上	同上	同上

省略	省略	省略
国税に係る共通 的な手続並びに 納税者の権利及 び義務に関する 法律（昭和三十 七年法律第二十 六号）	第五十五条第二項 第八十一条第三項及び第九十一条第二項	第四 条 第六 条

二十七 破産法（平成十六年法律第七十五号）第九十七条第五号

（破産債権に含まれる請求権）

第九十七条 次に掲げる債権（財団債権であるものを除く。）は、破産債権に含まれるものとする。

一 四 省略

五 加算税（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第四号に規定する過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税及び重加算税をいう。）又は加算金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四号に規定する過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金をいう。）の請求権
六 十二 省略

二十八 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第三十二条の二第一項第二号

（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

第三十二条の二 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務（第三十一条の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。）は、日本年金機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。ただし、第五号、第七号及び第八号に掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

同上	同上	同上
同上	同上	同上
同上	同上	同上

（破産債権に含まれる請求権）

第九十七条 同上

一 四 同上

五 加算税（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第四号に規定する過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税及び重加算税をいう。）又は加算金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四号に規定する過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金をいう。）の請求権
六 十二 同上

（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

第三十二条の二 同上

一 省 略

二 第二十二條第一項の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（昭和三十七年法律第六十六号）第三十六條第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二條において準用する民法第四百二十三條第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第四十六條の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並びに搜索を除く。）

三 九 省 略

2 4 省 略

二十九 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）附則第十二條第一項第七号

附 則

（郵便振替法の廃止に伴う経過措置）

第十二條 次に掲げる郵便振替（旧軍事郵便貯金等特別処理法第二條第五号に規定する外地郵便振替貯金に係るもの及び国際郵便振替に該当するものを除く。）については、旧郵便振替法（第一條、第三條、第四條、第六條、第二十二條から第二十三條の二まで、第三十一條、第四十二條、第六章及び第七十條を除く。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、旧郵便振替法の規定中「日本郵政公社（以下「公社」という。）」とあり、及び「公社」とあるのは、「郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四條に規定する郵便貯金銀行をいう。）」とする。

一 六 省 略

七 旧郵便振替法の規定による国税（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（昭和三十七年法律第六十六号）第二條第一号に規定する国税をいう。）の払出し（この法律の施行前に国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十四條の二第一項の依頼による納付書の送付があったものに限る。）

八 省 略

一 同 上

二 第二十二條第一項の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十六條第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二條において準用する民法第四百二十三條第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六條の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並びに搜索を除く。）

三 九 同 上

2 4 同 上

附 則

（郵便振替法の廃止に伴う経過措置）

第十二條 同 上

一 六 同 上

七 旧郵便振替法の規定による国税（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二條第一号に規定する国税をいう。）の払出し（この法律の施行前に国税通則法第三十四條の二第一項の依頼による納付書の送付があったものに限る。）

八 同 上

2・3 省 略

三十 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三十一号）第十六条第一項第四号

（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

第十六条 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、日本年金機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。

一 三 省 略

四 第二条第八項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第十九条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（昭和三十七年法律第六十六号）第三十六条第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二条において準用する民法第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第四十六条の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並びに搜索を除く。）

五・六 省 略

2・4 省 略

三十一 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）第十三条第一項第二号

（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

第十三条 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、日本年金機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。

一 省 略

二 第六条第二項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第十九条及び国民年金法第九十五条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（昭和三十七年法律第六十六号）第三十六条第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二条において準用する民法第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税に係る共通的な

2・3 同 上

（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

第十六条 同 上

一 三 同 上

四 第二条第八項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第十九条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十六条第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二条において準用する民法第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並びに搜索を除く。）

五・六 同 上

2・4 同 上

（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

第十三条 同 上

一 同 上

二 第六条第二項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第十九条及び国民年金法第九十五条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十六条第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二条において準用する民法第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で

手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第四十六条の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並びに搜索を除く。）

三 五 省 略

二 四 省 略

三十二 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項及び第十二条第二項

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 租税特別措置 所得税、法人税、相続税、贈与税、地価税、登録免許税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油石炭税、航空機燃料税、自動車重量税、印紙税その他の内国税を軽減し、若しくは免除し、若しくは還付する措置又はこれらの税に係る納税義務、課税標準若しくは税額の計算、申告書の提出期限若しくは徴収につき設けられた所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）、地価税法（平成三年法律第六十九号）、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）、消費税法（昭和六十三年法律第八号）、酒税法（昭和二十八年法律第六号）、たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）、揮発油税法（昭和三十三年法律第五十五号）、地方揮発油税法（昭和三十年法律第四号）、石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）、航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）、自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）、印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（昭和三十七年法律第六十六号）及び国税徴収法（昭和三十四年法律第四十七号）の特例で、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の規定（税務署長に提出する書類の提出期限の特例を定める規定、税負担を不当に減少させる行為の防止に関する規定その他の政令で定める規定を除く。）により規定されたものをいう。

二 省 略

三 納税者 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法

定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並びに搜索を除く。）

三 五 同 上

二 四 同 上

（定義）

第二条 同 上

一 租税特別措置 所得税、法人税、相続税、贈与税、地価税、登録免許税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油石炭税、航空機燃料税、自動車重量税、印紙税その他の内国税を軽減し、若しくは免除し、若しくは還付する措置又はこれらの税に係る納税義務、課税標準若しくは税額の計算、申告書の提出期限若しくは徴収につき設けられた所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）、地価税法（平成三年法律第六十九号）、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）、消費税法（昭和六十三年法律第八号）、酒税法（昭和二十八年法律第六号）、たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）、揮発油税法（昭和三十三年法律第五十五号）、地方揮発油税法（昭和三十年法律第四号）、石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）、航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）、自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）、印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）及び国税徴収法（昭和三十四年法律第四十七号）の特例で、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の規定（税務署長に提出する書類の提出期限の特例を定める規定、税負担を不当に減少させる行為の防止に関する規定その他の政令で定める規定を除く。）により規定されたものをいう。

二 同 上

三 納税者 国税通則法第二条第五号に規定する納税者をいう。

律第二条第五号に規定する納税者をいう。

四 法人税申告書 法人税法第七十四条第一項（同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第八十一条の二十二第一項及び第八十九条（同法第四百四十五条の五において準用する場合を含む。）の規定による申告書（当該申告書に係る国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第十八条第二項に規定する期限後申告書を含む。）をいう。

五 九 省 略

二・三 省 略

（罰則）

第十二条 省 略

二 前項の規定は、同項の罪に当たる行為が国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二百二十六条の罪に触れるときは、適用しない。

（資産再評価法の一部改正）

第一百条 資産再評価法（昭和二十五年法律第一百十号）の一部を次のように改正する。

（個人の減価償却資産の再評価の申告）

第四十六条 省 略

二 五 省 略

六 第八条第一項（第十条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は第十六条の規定により再評価を行った個人が国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（昭和三十七年法律第六十六号）第一百七十二条の規定による納税管理人の届出をしないで第一項から第三項までの規定による申告書の提出期限前にこの法律の施行地に現住しないこととなる場合においては、その現住しないこととなる日までに、第一項から第四項までの規定に準じて申告書を提出しなければならない。

（法人の減価償却資産についての再評価税の延納）

第五十六条 省 略

二 六 省 略

七 前項の届出に係る納付を延期しようとする再評価税額が過大である場合においては、その届出をした法人は、その過大である再評価税額について国税に係る共

四 法人税申告書 法人税法第七十四条第一項（同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第八十一条の二十二第一項及び第八十九条（同法第四百四十五条の五において準用する場合を含む。）の規定による申告書（当該申告書に係る国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書を含む。）をいう。

五 九 同 上

二・三 同 上

（罰則）

第十二条 同 上

二 前項の規定は、同項の罪に当たる行為が国税通則法第二百二十六条の罪に触れるときは、適用しない。

（個人の減価償却資産の再評価の申告）

第四十六条 同 上

二 五 同 上

六 第八条第一項（第十条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は第十六条の規定により再評価を行った個人が国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第一百七十二条の規定による納税管理人の届出をしないで第一項から第三項までの規定による申告書の提出期限前にこの法律の施行地に現住しないこととなる場合においては、その現住しないこととなる日までに、第一項から第四項までの規定に準じて申告書を提出しなければならない。

（法人の減価償却資産についての再評価税の延納）

第五十六条 同 上

二 六 同 上

七 前項の届出に係る納付を延期しようとする再評価税額が過大である場合においては、その届出をした法人は、その過大である再評価税額について国税通則法第

通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十七条の規定による督促を受けるまでは、前項の明細書の記載事項のうち修正すべき事項を記載した明細書を添附して、同項の届出を修正する旨を納税地の所轄税務署長に届け出ることができる。この場合においては、同項の届出に係る納付を延期しようとする再評価税額のうちその修正に因り過大となつた税額を、その修正の届出と同時に、国に納付しなければならない。

8 省 略

第五十七条 前条において「償却前利益金額」とは、法人税法の規定による当該事業年度の損金の額（同法第五十七条及び第五十八条の規定により所得の金額の計算上損金の額に算入されるものを除く。以下この項において同じ。）から当該事業年度の固定資産の償却額で同法の規定により所得の金額の計算上損金の額に算入される金額を控除した金額を同法の規定による当該事業年度の益金の額から控除した金額をいう。この場合において、当該事業年度分について国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十四条又は第二十六条の規定による更正があるときは、その更正に係る所得の金額の計算の基礎となる損金の額及び益金の額による。

2 前項の償却前利益金額は、法人税法第二十条第三十号に規定する中間申告書で同法第七十一条第一項各号に掲げる事項を記載したものを提出する法人については、事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間においては、前事業年度の償却前利益金額（当該事業年度開始の日から七月を経過した日以後あつた国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十四条又は第二十六条の規定による更正については、前項後段の規定を適用しないで計算した償却前利益金額）に六を乗じて前事業年度の月数で除して得た金額とし、その翌日から当該事業年度終了の日までの期間においては、当該金額を当該事業年度について前項の規定により計算した償却前利益金額から控除した金額とし、法人税法第二十条第三十号に規定する中間申告書で同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものを提出する法人については、当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間においては、当該期間について前項の規定により計算した償却前利益金額とし、その翌日から当該事業年度終了の日までの期間においては、当該償却前利益金額を当該事業年度について同項の規定により計算した償却前利益金額から控除した金額とする。

3 5 省 略

三十七条の規定による督促を受けるまでは、前項の明細書の記載事項のうち修正すべき事項を記載した明細書を添附して、同項の届出を修正する旨を納税地の所轄税務署長に届け出ることができる。この場合においては、同項の届出に係る納付を延期しようとする再評価税額のうちその修正に因り過大となつた税額を、その修正の届出と同時に、国に納付しなければならない。

8 同 上

第五十七条 前条において「償却前利益金額」とは、法人税法の規定による当該事業年度の損金の額（同法第五十七条及び第五十八条の規定により所得の金額の計算上損金の額に算入されるものを除く。以下この項において同じ。）から当該事業年度の固定資産の償却額で同法の規定により所得の金額の計算上損金の額に算入される金額を控除した金額を同法の規定による当該事業年度の益金の額から控除した金額をいう。この場合において、当該事業年度分について国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があるときは、その更正に係る所得の金額の計算の基礎となる損金の額及び益金の額による。

2 前項の償却前利益金額は、法人税法第二十条第三十号に規定する中間申告書で同法第七十一条第一項各号に掲げる事項を記載したものを提出する法人については、事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間においては、前事業年度の償却前利益金額（当該事業年度開始の日から七月を経過した日以後あつた国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正については、前項後段の規定を適用しないで計算した償却前利益金額）に六を乗じて前事業年度の月数で除して得た金額とし、その翌日から当該事業年度終了の日までの期間においては、当該金額を当該事業年度について前項の規定により計算した償却前利益金額から控除した金額とし、法人税法第二十条第三十号に規定する中間申告書で同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものを提出する法人については、当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間においては、当該期間について前項の規定により計算した償却前利益金額とし、その翌日から当該事業年度終了の日までの期間においては、当該償却前利益金額を当該事業年度について同項の規定により計算した償却前利益金額から控除した金額とする。

3 5 同 上

第五十九条 前条において「償却前利益金額」とは、当該資産がその用に供されている事業に係る所得税法の規定によるその年分の必要経費からその年分の固定資産の償却額で同法の規定により所得の金額の計算上必要経費に算入される金額を控除した金額を当該事業から生じた同法の規定によるその年分の総収入金額から控除した金額をいう。この場合において、その年分について国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十四条又は第二十六条の規定による更正があるときは、その更正に係る所得の金額の計算の基礎となる必要経費及び総収入金額による。

2 省 略

（延納に係る再評価税の督促）

第六十四条 第五十六条又は第五十八条の規定により再評価税の納付を延期した者が、その延期した期限までに再評価税（旧再評価税を含む。）を完納しなかつた場合においては、納税地の所轄税務署長は、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十七条の規定によりその納付を督促する。

（追徴税額の徴収及び納付）

第七十一条 省 略

2・3 省 略

4 第一項又は第二項の規定により徴収する再評価税は、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の適用については、同法第三十六条第三項各号に掲げる国税とみなす。

（延滞税の特則）

第七十七条の二 昭和三十七年四月一日以後における未納の再評価税についての国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第六十条から第六十三条まで及び同法附則第六条の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

- 一 再評価税の納税義務者が前条第一項第一号の規定に該当する場合においては、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第六十条第一項第一号の規定に該当するものとみなし、前条第一項第二号若しくは第三号又は第五項の規定に該当する場合においては、同法第六十条第一項第二号の

第五十九条 前条において「償却前利益金額」とは、当該資産がその用に供されている事業に係る所得税法の規定によるその年分の必要経費からその年分の固定資産の償却額で同法の規定により所得の金額の計算上必要経費に算入される金額を控除した金額を当該事業から生じた同法の規定によるその年分の総収入金額から控除した金額をいう。この場合において、その年分について国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があるときは、その更正に係る所得の金額の計算の基礎となる必要経費及び総収入金額による。

2 同 上

（延納に係る再評価税の督促）

第六十四条 第五十六条又は第五十八条の規定により再評価税の納付を延期した者が、その延期した期限までに再評価税（旧再評価税を含む。）を完納しなかつた場合においては、納税地の所轄税務署長は、国税通則法第三十七条の規定によりその納付を督促する。

（追徴税額の徴収及び納付）

第七十一条 同 上

2・3 同 上

4 第一項又は第二項の規定により徴収する再評価税は、国税通則法の適用については、同法第三十六条第一項各号に掲げる国税とみなす。

（延滞税の特則）

第七十七条の二 昭和三十七年四月一日以後における未納の再評価税についての国税通則法第六十条から第六十三条まで及び同法附則第六条の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

- 一 再評価税の納税義務者が前条第一項第一号の規定に該当する場合においては、国税通則法第六十条第一項第一号の規定に該当するものとみなし、前条第一項第二号若しくは第三号又は第五項の規定に該当する場合においては、同法第六十条第一項第二号の規定に該当するものとみなす。

規定に該当するものとみなす。

二 第七十八條から第八十條まで又は第八十二條の規定により徴収する過少申告加算税額、過少納付加算税額、無申告加算税額又は重加算税額は、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第六十條第一項第三号の規定の適用については、不納付加算税又は重加算税の額とみなす。

(加算税額の徴収及び端数計算)

第八十二條の二 省略

2 前項に規定する過少申告加算税額、過少納付加算税額、無申告加算税額及び重加算税額は、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第六十八條第三項及び第六十九條第四項の規定の適用については、これらの規定に規定する附帯税の額とみなす。

(端数計算の特例)

第八十九條 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第六十八條第一項並びに第六十九條第一項及び第三項の規定は、第四十五條から第四十八條まで、第八十四條第二項、第八十六條第二項又は前条第二項の規定により提出する申告書に記載すべき再評価差額の合計額、再評価税額の合計額及び免除される再評価税額(旧再評価税額を含む。)の合計額について適用する。

(再評価差額による損失のてん補)

第一百條 再評価を行った法人は、当該再評価に係る再評価差額から当該再評価に係る再評価税額(利子税額、過少申告加算税額、過少納付加算税額、無申告加算税額、重加算税額、延滞税の額及び国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律(昭和三十七年法律第六十七号)による改正前の国税徴収法(国税)に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律附則第七條第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定による延滞加算税額を除く。以下この条、第七條、第九條及び第十二條において同じ。)を控除した金額の範囲内において、その再評価差額をもって、再評価日を含む事業年度(特別経理会社において企業再建整備法第四十條の二第二項に規定する事業年度が再評価日を含むものである場合においては、当該事業年度)開始の日における損失(同日において法人税法第二十八號に規定する利益積立金額(企業再建整備法第三十四條の四第一項の規定により留保し、又は同条第四項の規定に

二 第七十八條から第八十條まで又は第八十二條の規定により徴収する過少申告加算税額、過少納付加算税額、無申告加算税額又は重加算税額は、国税通則法第六十條第一項第三号の規定の適用については、不納付加算税又は重加算税の額とみなす。

(加算税額の徴収及び端数計算)

第八十二條の二 同上

2 前項に規定する過少申告加算税額、過少納付加算税額、無申告加算税額及び重加算税額は、国税通則法第六十八條第三項及び第六十九條第四項の規定の適用については、これらの規定に規定する附帯税の額とみなす。

(端数計算の特例)

第八十九條 国税通則法第六十八條第一項並びに第六十九條第一項及び第三項の規定は、第四十五條から第四十八條まで、第八十四條第二項、第八十六條第二項又は前条第二項の規定により提出する申告書に記載すべき再評価差額の合計額、再評価税額の合計額及び免除される再評価税額(旧再評価税額を含む。)の合計額について適用する。

(再評価差額による損失のてん補)

第一百條 再評価を行った法人は、当該再評価に係る再評価差額から当該再評価に係る再評価税額(利子税額、過少申告加算税額、過少納付加算税額、無申告加算税額、重加算税額、延滞税の額及び国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律(昭和三十七年法律第六十七号)による改正前の国税徴収法(国税通則法附則第七條第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定による延滞加算税額を除く。以下この条、第七條、第九條及び第十二條において同じ。)を控除した金額の範囲内において、その再評価差額をもって、再評価日を含む事業年度(特別経理会社において企業再建整備法第四十條の二第二項に規定する事業年度が再評価日を含むものである場合においては、当該事業年度)開始の日における損失(同日において法人税法第二十八號に規定する利益積立金額(企業再建整備法第三十四條の四第一項の規定により留保し、又は同条第四項の規定により積み立てた積立金を除く。)がある場合においては

より積み立てた積立金を除く。）がある場合においては、その損失の金額から当該利益積立金額を控除した金額に相当する金額の損失）をてん補することができる。

2・3 省略

（預金保険法の一部改正）

第百一条 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則

（課税の特例）

第二十二条 省略

2 省略

3 前条第三項の規定による繰入れが行われた場合における債権処理会社については、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第十四条第二項各号に掲げる事実が生じた法人とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める日」とあるのは、「特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（平成八年法律第九十三号）第十二条第二号の承認の日以後十五年を経過する日」とする。

（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部改正）

第百二条 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条 削除

（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正）

第百三条 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

、その損失の金額から当該利益積立金額を控除した金額に相当する金額の損失）をてん補することができる。

2・3 同上

附則

（課税の特例）

第二十二条 同上

2 同上

3 前条第三項の規定による繰入れが行われた場合における債権処理会社については、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第二十三条第二項各号に掲げる事実が生じた法人とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める日」とあるのは、「特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（平成八年法律第九十三号）第十二条第二号の承認の日以後十五年を経過する日」とする。

（課税の特例）

第十五条 承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を行おうとする中小企業業者が、当該承認経営革新計画に従って取得し、又は製作した機械及び装置については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(課税の特例)

第五十八条 機構が、各事業年度（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。以下この条において同じ。）終了の日において青色申告書（同法第二条第三十七号に規定する青色申告書をいう。次項において同じ。）を提出する法人である場合において、当該事業年度の同法第二条第十九号に規定する欠損金額（以下この条において「特例欠損金額」という。）があるときは、当該特例欠損金額については、同法第五十七条第一項中「七年以内に開始した」とあるのは「に開始した」として、「所得の金額の百分の八十に相当する金額」とあるのは「所得の金額」として、同項の規定を適用する。

2 5 省略

(沖縄振興特別措置法の一部改正)

第百四条 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の特例)

第六十六条 省略

2 4 省略

5 特定中小企業者及び特定組合等が単独で又は共同で行おうとする特定業種に属する事業に係る経営革新についての中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

省略	省略	省略
第十三条第一項及び第二項並びに第十四条第一項第一号及び第二号	省略	省略

(課税の特例)

第五十八条 機構が、各事業年度（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。以下この条において同じ。）終了の日において青色申告書（同法第二条第三十七号に規定する青色申告書をいう。次項において同じ。）を提出する法人である場合において、当該事業年度の同法第二条第十九号に規定する欠損金額（以下この条において「特例欠損金額」という。）があるときは、当該特例欠損金額については、同法第五十七条第一項中「七年以内に開始した」とあるのは「に開始した」として、同項の規定を適用する。

2 5 同上

(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の特例)

第六十六条 同上

2 4 同上

5 同上

第十五条第一項	同上	同上
中小企業者	同上	同上
機械及び装置	同上	同上
特定中小企業者	同上	同上
機械及び装置、器具及び		

第三十三条第一項	省略	省略
省略	省略	省略

（中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一部改正）
第百五条 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条 削除

（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の一部改正）
第百六条 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条 削除

（関税定率法等の一部を改正する法律の一部改正）

		備品並びに建物及びその 附属設備
同上	同上	同上
同上	同上	同上

（課税の特例）

第十一条 認定地域産業資源活用事業を行おうとする中小企業者であつて、当該認定地域産業資源活用事業に係る商品又は役務の需要の開拓の程度が経済産業大臣の定める基準に適合することについて経済産業大臣の確認を受けたものが、当該認定計画に従つて取得し、又は製作した機械及び装置については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

（課税の特例）

第十四条 認定農工商等連携事業を実施しようとする中小企業者であつて、当該認定農工商等連携事業に係る新商品又は新役務の需要の開拓の程度が経済産業大臣の定める基準に適合することについて経済産業大臣の確認を受けたものが、当該認定農工商等連携事業計画に従つて取得し、又は製作した機械及び装置については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第百七条 関税定率法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七号）の一部を次のように改正する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 省 略

三 第三条中関税法第七条の十五の改正規定、同法第十三条の改正規定及び同法第十四条から第十四条の三までの改正規定並びに附則第八条中輪徴法第二十条の改正規定 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日

四 第三条中関税法第八十八条の二の改正規定、同法第一百五十五条の改正規定（「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次号において同じ。）」を削る部分、「呈示させ」を「提示させ」に改める部分及び「第六十七条の十一第三項」を「第六十七条の四第三項」に改める部分を除く。）、同法第一百五十五条の二とする改正規定、同法第一百五十五条の次に一条を加える改正規定、同法第一百四十四条の二の改正規定（同条第十号の次に一号を加える部分に限る。）及び同法第一百六十六条の改正規定並びに第四条の規定並びに附則第六条中地位協定臨特法第十条の改正規定及び附則第七条の規定 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第一条第三号に規定する日

五 省 略

（罰則に関する経過措置）

第百八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

附 則

（施行期日）

第一条 同 上

一・二 同 上

三 第三条中関税法第七条の十五の改正規定、同法第十三条の改正規定及び同法第十四条から第十四条の三までの改正規定並びに附則第八条中輪徴法第二十条の改正規定 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日

四 第三条中関税法第八十八条の二の改正規定、同法第一百五十五条の改正規定（「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次号において同じ。）」を削る部分、「呈示させ」を「提示させ」に改める部分及び「第六十七条の十一第三項」を「第六十七条の四第三項」に改める部分を除く。）、同法第一百五十五条の二とする改正規定、同法第一百五十五条の次に一条を加える改正規定、同法第一百四十四条の二の改正規定（同条第十号の次に一号を加える部分に限る。）及び同法第一百六十六条の改正規定並びに第四条の規定並びに附則第六条中地位協定臨特法第十条の改正規定及び附則第七条の規定 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第一条第三号に規定する日

五 同 上

第百九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は政令で定める。
